

鳥羽市議会運営委員会会議録

令和7年1月20日

○出席委員（6名）

委 員 長	世 古 安 秀	副 委 員 長	坂 倉 広 子
委 員	世 古 雅 人	委 員	山 本 欽 久
委 員	濱 口 正 久	委 員	木 下 順 一

○欠席委員（なし）

○出席説明者

・勢力総務課長

○職務のために出席した事務局職員

事 務 局 長	佐々木 真 紀	議 事 総 務 係 書 記	岡 村 なぎさ
---------	---------	------------------	---------

(午前10時00分 再開)

○世古安秀委員長 皆さんおはようございます。

ただいまから議会運営委員会を再開いたします。

早速ですが、令和7年11月26日の会議に提出されます議案の概要について、総務課長の説明を求めます。
総務課長。

○勢力総務課長 皆さんおはようございます。総務課、勢力です。よろしくお願ひいたします。

それでは、令和7年11月26日会議に提出いたします議案についてご説明させていただきます。

提出議案一覧表をご覧ください。

まず、今回提出いたします議案のうち議案第40号が一般会計補正予算議案として1件を提出し、上程日当日に議決をいただきたい議案でございます。

次に、議案第41号から議案第47号が一般会計及び特別会計、企業会計補正予算議案7件、議案第48号から議案第55号までが条例の制定及び改正議案8件、議案第56号がその他の議案1件の計16件、即日表決をお願いいたします1件と合わせまして17件を提出いたします。

まず、議案第40号、令和7年度鳥羽市一般会計補正予算（第6号）についてご説明させていただきます。

令和7年度一般会計補正予算（第6号）の概要をご覧ください。

補正予算の規模ですが、令和7年度一般会計補正予算（第6号）は、雨漏り等により使用に支障をきたしている指定避難所の生活環境を改善するための費用として、防災対策事業で2,400万円を計上し、補正後の一般会計予算額は144億4,785万円となるものでございます。

それでは、内容をご説明させていただきますので、同概要の一番最後、4ページをご覧ください。

地震対策推進事業で2,400万円を計上しています。

市指定避難所である旧桃取小学校校舎について、雨漏り等により避難スペースに損傷が見られ、使用に支障をきたしていることから、改善するための費用を補正するものです。

また、年度内に事業の完了が見込めないため、繰越明許費を計上しているところでございます。

なお、即日議決をお願いする要因ですが、天候等を考慮し、契約事務を早急にいたしたいためということで、ご理解いただきたいと思います。よろしくお願ひします。

続きまして、議案第41号、令和7年度鳥羽市一般会計補正予算（第7号）から議案第47号、令和7年度鳥羽市下水道事業会計補正予算（第1号）までについてご説明させていただきます。

令和7年度一般会計補正予算（第7号）等の概要をご覧ください。

補正予算の規模ですが、令和7年度一般会計補正予算（第7号）は、基金積立金で808万7,000円のほか、過年度国庫支出金等返還金で5,566万2,000円、漁業施設整備事業で2億745万2,000円、観光基本計画推進事業で550万3,000円などを計上し、補正後の一般会計予算額は149億7,400万円となります。

特別会計では、国民健康保険事業で2,500万円、介護保険事業で7,900万円などを計上し、補正後の特別会計予算額は69億5,400万円となります。

企業会計においては、水道事業で1, 085万9, 000円、下水道事業で205万7, 000円を計上し、補正後の企業会計予算額は22億2, 242万1, 000円となります。

それでは、主な内容についてご説明させていただきますが、人事異動に伴う説明は省略をさせていただきたいと思いますので、ご了承のほどよろしくお願ひいたします。

それでは、概要の5ページ上段をご覧ください。

議会一般管理経費では、基準日時点の議員数に応じた議員共済費など197万2, 000円を減額しております。

下段では、普通退職による退職手当など1億6, 175万9, 000円を計上しています。

続いて7ページ、8ページでは積立金（基金）となっております。

運用基金の積み立てや各事業への寄付など、各基金への積立金を補正するものでございます。

10ページ下段をご覧ください。

過年度国庫支出金等返還金で5, 559万円を計上しています。

令和7年度実績に基づき、国庫支出金等の精算に伴う償還金を補正するものでございます。

続きまして、12ページ上段の戸籍事務では、共同親権を含む民法等の一部を改正する法律の施行に伴い戸籍情報システムの機能改修にかかる費用など、352万7, 000円を補正するものでございます。

飛びまして、17ページ下段をご覧ください。

障害者自立支援給付事業で7, 737万5, 000円を計上しています。

障害福祉サービスの利用増加に伴い、不足する扶助費等を補正するものでございます。

めくっていただきて、19ページ上段の放課後児童健全育成事業では189万1, 000円を計上しています。

加茂地区に新設する放課後児童クラブについて、受入にかかる委託料や開設時点で必要となる備品等の購入費用のほか、各放課後児童クラブの防犯カメラを設置する費用などを補正するものでございます。

続きまして、20ページ下段では、保育所運営事業で1, 397万1, 000円を計上しています。

令和8年4月より保育所において3歳以上児の主食提供を開始することから、必要となる設備整備等にかかる費用などを補正するものでございます。

24ページ下段をお願いします。

漁業経営構造改善事業で2億745万2, 000円を計上しています。

市内漁業における漁家経営の安定化を図るため、鳥羽磯部漁業協同組合が整備する加工処理施設に対し補助支援する費用を補正し、あわせて縦越明許費を計上しています。

隣の25ページ下段をご覧ください。

拡充事業といたしまして、多様な旅行者の受入推進事業で550万3, 000円を計上しています。

本市の海洋文化及び水産技術によるフランスとの国際的なネットワークの構築並びに将来的なインバウンドの誘致を目的に、フランス現地で開催されるエスカル・ア・セットへの参加を通じたプロモーションなどに必要な費用を補正するものでございます。

27ページ下段をお願いします。

住宅運営管理経費で3, 404万1, 000円を計上しています。

船員が本土から勤務する際の宿舎として市営住宅を活用するにあたっての工事請負費などを補正し、あわせて繰越明許費を計上しております。

続いて、教育費で29ページ下段、事務局運営業務では普通退職に伴う退職手当を、飛びまして32ページ上段をご覧ください。

中学校管理業務で鳥羽中央中学校の開校に当たり、買い替えが必要となる活動ユニフォームなどの更新にかかる費用を計上しています。

34ページ上段をお願いします。

学校給食運営事業で、学校給食費無償化に伴い準要保護児童生徒給食費等の不用額など1, 841万2, 000円を減額するものでございます。

次に、飛びまして37ページをご覧ください。

ここからは国民健康保険事業特別会計におけるもので、下段で過年度国庫支出金等返還金として2, 820万4, 000円を計上しています。

令和6年度実績に基づき、保険給付費等交付金の精算に伴う償還金を補正するものでございます。

続いて、39ページ下段をお願いします。

介護保険事業特別会計における過年度国庫支出金等返還金として7, 744万2, 000円を計上しています。

こちらも令和6年度実績に基づき、国庫支出金等の精算に伴う償還金を補正するものでございます。

なお、定期航路事業特別会計、後期高齢者医療特別会計、水道事業会計、下水道事業会計も補正を計上させていただいておりますが、委託料、備品購入費などを計上しております。主には人員等々に伴うものによる補正でありますので、記載のとおりということでおろしくお願ひします。

続きまして、また令和7年1月26日会議提出議案の概要をご覧ください。

こちらのページをめくっていただいて、2ページ目です。

議案第48号、鳥羽市観光まちづくり基金条例の制定についてでございます。

将来にわたる観光まちづくり施策の推進に資するため、地方自治法第241条第1項の規定に基づく基金を設置するものでございます。

内容については、観光資源の魅力向上、旅行者の受入環境の充実その他の市民生活と調和した持続可能な観光まちづくり施策の推進を図るため、規定を整備するもので、施行期日は令和8年4月1日からをお願いするものでございます。

続いて、議案第49号、鳥羽市乳幼児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてでございます。

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行による児童福祉法の改正に伴い、乳幼児等通園支援事業に係る設備及び運営に関する基準を定めるものでございます。

内容については、生後6か月から満3歳未満で保育所などに通っていない子どもを育てている家庭が、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付として「こ

ども誰でも通園制度」を創設するもので、施行期日は令和8年4月1日からとなっております。

続いて、議案第50号、鳥羽市印鑑条例の一部改正については、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うもので、施行期日は公布の日からとなっております。

続いて、議案第51号、鳥羽市職員等の旅費に関する条例等の一部改正についてでございます。

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、本市職員等にかかる旅費の規定を見直したく、所要の改正を行うもので、主な内容といたしましては、1つ目の宿泊料から宿泊費に名称を変更し、改正前一律、県外ですと1万2,000円の定額支給が、改正後は東京が1万9,000円ということで、条件を書かせていただいておりますが、実費支給っていう形で変更したい。

また、日当から宿泊手当へ変更し、今まで日当で1日2,000円だったものが、改正後は1夜、宿泊につき2,400円。こちらについては、宿泊費に朝食、夕食にかかる費用が含まれる場合は減額措置もございます。

これらのほか、この条例に合わせて整備する条例を規則等でうたっております。

続きまして、議案第……すみません、施行期日は令和8年4月1日からとなっております。

議案第52号、鳥羽市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部改正については、児童福祉法の一部を改正する法律等の施行に伴う子ども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令の施行等により、所要の改正を行うもので、ここには概要が保育所等の各施設等に置かなければならならないとされている保育士について、地域限定保育士を保育士とみなす。

また、心身に有害な影響を与えるため子どもに対して職員が行ってはならない行為の追加などを行うもので、施行期日は公布の日からとさせていただいております。

続きまして、議案第53号、鳥羽市放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部改正については、加茂地区における放課後児童クラブの新設に伴い、所要の改正を行うもので、内容については、新設する放課後児童クラブの名称・位置及び定員を加える等の整備を行うもので、施行期日は令和8年4月1日からとなっております。

続きまして、議案第54号、鳥羽市消防団条例の一部改正については、消防団員の定数を実情に合わせた組織体制に再編成するため、所要の改正を行うもので、現在の消防団員の定数490人から450人に改正するものです。

施行期日は令和8年4月1日からです。

続きまして、議案第55号、鳥羽市火災予防条例の一部改正については、林野火災予防の実効性を高めるため、所要の改正を行うもので、主な内容といたしましては、火災に関する警報の発令中における火の使用の制限などで、施行期日は令和8年1月1日からとなっております。

最後に議案第56号、鳥羽志勢広域連合規約の一部変更に関する協議についてでございます。

地方自治法第291条の3第3項の規定により、鳥羽志勢広域連合規約の一部を変更することについて関係地方公共団体と協議するため、同法第291条の11の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容といたしましては、鳥羽志勢広域連合の事務所の位置を現在の変更するものでございます。

すみません、以上が提出議案になります。よろしくどうぞお願ひいたします。

○世古安秀委員長 総務課長の説明は終わりました。

続きまして、会議日程及び議案の取扱いについて、事務局長より説明をさせます。

事務局長。

○佐々木事務局長 それでは、私のほうから12月会議日程についてご説明させていただきます。

12月会議に上程される議案につきましては、先ほど総務課長からも説明のありましたとおり、補正予算議案8件、条例議案8件、その他議案1件の合計17件でございます。

次に会議日程及び議案の取り扱いについてですが、ドライブに共有しております令和7年12月会議日程(案)をご覧ください。

11月26日に会議を再開いたします。

議事に先立ちまして諸報告の後、会議録署名議員の指名を行います。

議案第40号に関しましては即日表決を行うことから、提案者の趣旨説明の後、議案に対する質疑を行い、予算決算常任委員会に付託いたします。

委員会終了後、議場にて予算決算常任委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論の後、表決を行います。

次に、議案第41号から議案第56号までの16件を一括議題とし、提案者の趣旨説明を行っていただきます。

一般質問につきましては、別紙の一般質問通告者一覧表をご覧ください。

通告者は10人となっております。12月2日、3日の2日間で行い、1日目5人、2日目5人で行いたいと考えております。

12月5日には、会議録署名議員を指名の後、付託議案を一括上程し、議案に対する質疑を行った後、各常任委員会に付託を行います。

各常任委員会の日程につきましては、12月8日月曜日、行政常任委員会を開催し、議案第48号、鳥羽市観光まちづくり基金条例の制定を含める9議案についてご審査いただきます。

予算決算常任委員会につきましては、12月9日火曜日、午前10時から補正予算議案のご審議をお願いしたいと思います。

12月15日の会議におきましては、会議録署名議員の指名の後、各常任委員会における委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論の後、表決を行います。

なお、質疑の締め切りは議案第40号については11月21日金曜日正午、他の議案については12月3日水曜日の正午となります。

また、行政常任委員会におけるその他通告につきましては、12月5日金曜日の正午とさせていただきます。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○世古安秀委員長 事務局長の説明は終わりました。

このことについて、ご質問、ご意見はございませんか。

よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○世古安秀委員長 それでは、ないようですので、お諮りいたします。

会議日程及び議案の取扱いについては、事務局長の説明のとおり取扱うに賛成の委員は起立を願います。

(起 立 全 員)

○世古安秀委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案等の取扱いについてはそのように決定いたします。

ご協議いただくことは以上です。

これをもちまして議会運営委員会を散会いたします。

お疲れさまでした。

(午前10時20分 散会)

委員長はこの会議録をつくりここに署名する。

令和7年1月20日

議会運営委員長 世古安秀